

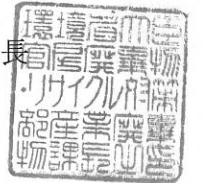
環廃対発第 1703223 号  
環廃産発第 17032216 号  
平成 29 年 3 月 22 日

福島県 } 廃棄物行政主管部（局）長 殿  
郡山市、いわき市 }

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



道路等側溝堆積物の撤去に伴い発生した廃棄物の処理推進  
について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。さて、東日本大震災以降、福島県内各地で道路等の維持管理活動が中断されていることにより、側溝が閉塞し、豪雨時の路面の冠水、悪臭や害虫の発生が顕著になっている箇所が発生している。政府としては、この問題を解決するべく、今般、「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針（平成 28 年 9 月 30 日）」を公表し、必要な支援を行うこととしたところである。

事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法《平成 23 年法律第 110 号。》第 1 条に規定する事故由来放射性物質をいう。）に汚染された廃棄物のうち、放射能濃度（セシウム 134 とセシウム 137 の合計値をいう。以下同じ。）が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業員いずれの安全も確保した上での処理が可能であり、これまでも通知<sup>1</sup>等によりその理解を促してきたところである。

<sup>1</sup> 「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成 24 年 1 月 20 日付け環廃対発第 120120001 号及び環廃産発第 120120001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知。）及び「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」（平成 25 年 7 月 12 日付け環廃対発第 1307121 号及び環廃産発第 1307122 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知。）

環境省としては、道路等側溝堆積物を撤去したものが廃棄物として処理されることとなった場合、道路管理者が円滑に処理を進められるよう、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について、廃棄物処理業者等に対する処理の働きかけや、処理の安全性についての理解が得られるための協力を、今後とも行っていく所存である。貴職におかれても、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより安全な処理が可能であることについて、貴管内市町村や廃棄物処理業者等に対する周知徹底を併せてお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

